

第 23 回滋賀県税制審議会 議事概要

■開催日時

令和 7 年（2025 年）1 月 16 日（木）10：00～11：45

■開催場所

WEB 開催（事務局は、滋賀県庁本館 3 階特別会議室）

■出席委員（五十音順、敬称略）

川勝委員、齊藤委員、佐藤委員、勢一委員、松田委員、諸富委員（会長）

■県出席者

三日月知事

総務部 岡田部長、岡田管理監、橋本税政課長、他関係職員

琵琶湖環境部 西川森林政策課長、他関係職員

土木交通部 小林交通戦略課長、他関係職員

1 開会

（1）挨拶

（知事）

- ・ 阪神淡路大震災から 30 年の節目を迎えるが、今日午後から防災訓練、そして自衛隊とも連携した南海トラフ地震を想定した訓練などを今週行っている。自治体としての防災能力を高めることを不断に行ってまいりたい。
- ・ 8 月 27 日が「世界湖沼の日」と国連で定められた。8 月 27 日は、1984 年 8 月 27 日に滋賀県大津市で世界湖沼会議が開催された日であり、この日を「世界湖沼の日」としようではないかということになった。
- ・ 当時は高度成長期で、琵琶湖や湖を汚しながら生活や経済活動をしていた歴史があり、それではいけない、それを改善するために何をしなければならないのかについて話し合った場である。その際の知事の挨拶の中に、専門家の知見、県民の運動、行政の決断が湖沼環境改善のために極めて重要だというものがある。
- ・ 専門家の知見、住民の運動、行政の決断というものは先生方に御議論いただいている税にも様々通じるところがあるのではないかと考えており、そうした意味で、本日御議論いただくことも含めて、今後ともよろしく御指導をいただきたい。
- ・ 本日はかねてより御議論いただいていた「法人県民税法人税割の税率の特例」に関する答申を賜ると同時に、琵琶湖森林づくり県民税について、そして交通の様々な意見集約している状況等について御報告しながら、先生方から様々な御指摘等を賜れたらと思う。
- ・ 限られた時間ではあるがよろしく御審議いただくようお願い申し上げる。

2 答申

(1) 法人県民税法人税割の税率の特例に係る答申

- 法人県民税法人税割の税率の特例について、諸富会長から知事へ答申があった。

(諸富委員)

- ・ 「法人県民税法人税割の税率の特例について」を取りまとめたので、知事に答申する。
- ・ 令和6年6月に諮問いただいてから3回会議を開催して、各委員からは多岐にわたる幅広い意見が出された。
- ・ 答申では、県財政や不均一課税の適用要件を引き下げた直後に当たることを踏まえると、現行の制度・税率を継続することが適当であるとするとともに、法人関係税制や景気の動向等を踏まえながら、運用状況について検証し、制度見直しの必要性について適宜、調査、検討していくことが必要であると提言している。
- ・ 県においてはこの答申を踏まえて今後の対応について御検討いただければと思う。

(知事)

- ・ 諸富会長をはじめ先生方に感謝申し上げる。
- ・ 御議論いただいたこと、答申内容に記載していただいていることを十分咀嚼し、今後の対応を検討し、しかるべき手続きをとってまいりたい。
- ・ 状況等についても、随時確認しながら、必要に応じて柔軟な対応等を取れるようにもしたいと思う。引き続き御指導を賜りたい。

3 議事

(1) 琵琶湖森林づくり県民税について

- 事務局から資料1に基づく説明を行った後、知事を交えて委員による意見交換および質疑応答が行われた。

(佐藤委員)

- ・ 何度か伺っていることであるが、森林環境譲与税を使った市町事業との住み分けや連携はどのようになっているのか。重複があればそれはそれで無駄になりかねないし、逆にあまり住み分けをしすぎると使い勝手が悪くなることもある。特に人材育成や、木材の利用促進、

森林組合の経営基盤の強化などに県の森林県民税を使うケースや国の森林環境譲与税を使うケースがあると思うが、県と市町の間でこういった形の連携をされているのか。

- ・ 奈良県でも人材育成を行っているが滋賀県としてもそういった人材育成をされるのか。人材育成といった際の人材とはどの現場の担い手なのかということについて具体的にイメージがあれば教えていただきたい。

（事務局（森林政策課））

- ・ 人材育成について、奈良県のような林業大学校というものが全国的に増えているが滋賀県では「滋賀もりづくりアカデミー」を開設して人材育成を図っている。経費については、森林県民税を充当しておらず、国の森林環境譲与税の県分を充てている。
- ・ 森林組合の育成等についても、基本的には一般財源と国の補助金を活用しており、森林県民税は充当していない。
- ・ 市町との住み分けについては、後ほど資料で説明するが、市町では基本的に国の森林環境譲与税を用いて森林経営管理法に基づく事業や、市町エリアの単独の林業行政の課題に対応する使途として利用されており、県としては、広域的な観点、あるいは重点施策的な観点のところで使用するという住み分けをしている。

（佐藤委員）

- ・ アカデミーで何人の方が毎年修了して、うち何人が実際に森林関係に従事しているのか。

（事務局（森林政策課））

- ・ アカデミーは前期後期の二期にわかれており、前期3名、後期3名、1年間で6名の受講生を募集し、修了されている。これまで20名が修了され、うち14名が林業関係の職場で活躍されている。

（佐藤委員）

- ・ 残りの6名はどうなったのか。

（事務局（森林政策課））

- ・ 6名については林業を志されていたが、非常に厳しい労働環境だということで、違う分野で仕事をされている。

(佐藤委員)

- ・ そうしたときは授業料を回収したりしないのか。

(事務局（森林政策課）)

- ・ 森林づくりアカデミーは、授業料は徴収しておらず、実費で実施している。修了後に林業以外のところに行かれた場合でも、授業料返還などは発生しない。

○ 事務局から資料2および資料3に基づく説明を行った後、知事を交えて委員による意見交換および質疑応答が行われた。

(川勝委員)

- ・ 3点お伺いする。1つ目、国・県・市町で非常に綺麗に役割分担をされて、それに応じた財源も住み分けできているという印象を持った。そういった住み分けをすることが原則だと思うが、住み分けをすることによってやりにくくなってしまう事業はないのかということについて、何か懸念などあれば教えていただきたい。昨日、京都府で議論した際に、事業によってはなかなか綺麗に分けられない、同じ事業であったとしてもナショナルミニマムの部分については国の財源を使うが、県として上乘せするという考え方も可能なのではないのかと思ったりもしたので、国と県でしっかり役割分担して、お金もそれに応じて、同じ事業だが配分しているというアプローチもあってもよいのではないかと思った。
- ・ 2つ目、資料3-3について、限られた財源を何にどれだけ使うのかという優先順位付けをどういったプロセスで決定されているのか。できるだけあらゆる利害関係者を巻き込んで意見を伺いながら、優先順位付けをしていくプロセスをされているのではないかとはいっているが、実際のところ、懇話会やタウンミーティングといったチャンネルでどういった人がどれだけ参加されているのか教えていただきたい。
- ・ 3つ目、森林県民税を使って、非常に幅広く創意工夫しながら事業を実施されていて、着実に成果を上げられている印象を持ったが、この実績がどれだけ県民のみなさんに認知されているのか。県民のみなさん、法人のみなさんにも負担いただいている以上は、こういった成果を知っていただき、評価していただく必要があるのではないかと思ったので、その認知度について教えていただきたい。

(事務局（森林政策課）)

- ・ 1つ目の住み分けによる支障が生じていないかということについては、例えば今まで県で補助していた事業を住み分けた結果、市町の財源で実施する必要があるが生じるので事業を取りやめられるケースもあり、計画の目標達成に向けてマイナスの要因になるのではないかと懸念しているところもある。
- ・ 具体的には、県は広域的な重要インフラの森林整備、危険木の伐採を進めているが、以前は家の周りの危険木の伐採という限られた場所のところへも補助していたが、住み分けによって、市町に限られたところについては市町で実施していただくこととした結果、その事業が実施されなくなったということがある。そうしたところについてはこれから丁寧に市町と協議しながら目標を達成するためにどのようにしたらよいか議論していきたいと考えている。
- ・ 2つ目の優先順位付けにおける合意形成については、まずは市町などから要望を聞き、優先順位をつけて配分している。新たな行政課題に対応するために新規事業を起こし、その要望も聞いており、森林審議会や懇話会、タウンミーティングを実施している。タウンミーティングでは 20 名程度が来られている。予算を決定するにあたっては、最終的には森林審議会にお諮りし、承認いただいている。
- ・ 3つ目の認知度について、毎年度県政モニターの方に森林県民税の認知度についてアンケートを実施している。令和3年度の認知度は40%だったが、令和6年度は58.4%となり、約6割の方に認知いただいている状況で、認知度は毎年上がっている。一昨年に全国植樹祭が滋賀県で開催された影響が非常に大きいと考えている。

(川勝委員)

- ・ 森林県民税の存在を認知してもらうだけではなく、それを活用した取組や成果についての認知が高まっていくとより良いと思った。いろんなことを努力されて成果を上げているので広く県民のみなさんに知っていただくことが広がっていくとよいと思った。

(佐藤委員)

- ・ 滋賀県の中で林業はどういった立ち位置なのか。例えば、全国で何番目ぐらいの生産量を誇っているのか、また、県外への展開については考えていないのか。森林組合が合併して大きな森林組合がつくられたとのことであるが、保全する森林はあってしかるべきだが、経済林のところにに関して経営基盤を強化して産業化していくとか。岡山県でそうした取組があったと思うが、産業政策としての林業をどのように位置づけられているのか。

(事務局（森林政策課）)

- ・ 森林面積は全国で38番目あたり。木材生産量についてもそのあたり。滋賀県は古来から

木材の生産県で、杣（そま）とよばれる山があり、そこから切り出した木が琵琶湖、瀬田川を通り、京都、奈良の都に木材が運ばれ、滋賀県の木で建築物ができているという歴史があり、林業が発展してきた時代もあった。現在は再造林され、大きくなっているところである。

- ・ 木材生産量としては全国的に見れば低いですが、付加価値をつけてどのように売っていくのかというところについては、奥地水源林、琵琶湖の水源というキーワードもあり、琵琶湖水源林から出てきた木材として売っていけないかというような議論をしている。
- ・ 木材だけではなく、森林空間を活用した森林サービス産業や、農山村を含めた林業プラスX的な考え方で農村地域も含めて活性化できないか、それを活性化していく「やまの健康」という取り組みも進めており、やまの他の価値についても、収益に結びつけられないか、やまの資源をフル活用して、収益に結び付けていくための取組を進めている。

（佐藤委員）

- ・ 紹介いただいた取組は資料ではどこにあたるのか。

（事務局（森林政策課））

- ・ 資料3-1の8ページ、木材を売っていくことが軸足にはなるが、限られた資源であるので、やま全体の価値をいかにサービス化して価値をつけて、収益を得ていくのかというところについて、スギやヒノキのアロマオイルであるとか、森林空間を活用したヨガ体験のツアーで収益を上げたり、木材として売れるところは売って、それ以外のところを例えば木炭として売ったり、薪ストーブ用に供給していくなどの取組を支援することによって農山村の価値を上げていくというところに取り組んでいる。

（佐藤委員）

- ・ KPI は団体数という理解でよいのか。例えば、商品化や販路の拡大となれば販売額であるとか、どれだけ利益が上がったかとか、雇用人数といった経済的な指標は入っていないのか。

（事務局（森林政策課））

- ・ 現在のところは立ち上げの支援として行っているのですが、まだ商業ベースまでいっていない。今後はそういった指標で評価していくことも重要ではないかと思う。

(佐藤委員)

- ・ 林業の担い手として、例えば株式会社を含めた民間企業を使うということは考えられないのか。

(事務局（森林政策課）)

- ・ 滋賀県の場合、ほとんどが森林組合主体となっている。森林組合以外の民間事業者は7、8社あるが、森林組合の下請けに入ったりしているので、基本的には森林組合に林業の担い手として活躍していただいている。

(佐藤委員)

- ・ 森林組合はどこも高齢化しているので担い手として大丈夫なのかということはいつも問われると思う。

(勢一委員)

- ・ 森林関係の事業とそれ以外の事業との調整については、難しい議論をしながら進めていただいていると思うが、例えばニホンジカの実績で捕獲目標はクリアしていないが、森林保全には効果が出ているという説明があった。ニホンジカの捕獲については、鳥獣管理や農業被害対策との関係で全体の捕獲数の目標が決まっており、そのうち森林に関する部分がこちらの事業で実施されていると思うが、効果が出ているといった際に、全体の捕獲目標との調整はどのように行われているのか。森の管理はいろんな施策と関わっているので単に森林に関する財源だけの問題ではないと思う。
- ・ 次に、物価高の影響が既に出ている中で、今の社会のトレンドではさらに物価高の影響でいろいろな事業の事業費が上がりざるを得ないと思う。予算を上回るような事業のニーズがあったときは、優先順位を決めて配分していくと思うが、この物価高のときには、おそらくまた別の形での調整というのにも必要になってきて、そもそもやりたかったが十分にできない事業が増えるのではないかなと思う。このときの優先順位の決め方について、先ほどの説明ではその場の関係者間の調整、合意というようなイメージを持ったが、その合意形成に至る前に、事業そもそもの立て付けとしての優先順位に対する考え方を教えていただきたい。県民に納めていただいた税金が原資になるのであれば、後から確認したときに優先順位の付け方を合理的に説明できることが大事かなと思った。
- ・ 川勝委員から御指摘のあった県民や法人への事業効果の説明というものは私も非常に大事だと思っている。単にこうした成果が出ているといったものだけではなく、どの事業や企画に森林県民税が使われているということを、できればその都度わかるような情報発信ができたらよいと思った。

（事務局（森林政策課））

- ・ 資料 3-1 の 3 ページ、シカの捕獲頭数について、森林県民税を活用した森林区域のオレンジ色部分と、それ以外の水色の部分になっている。農地の被害は減ってきており、基本的に被害を受けているのは森林区域となっている。そのあたりについては県自然環境保全課と連携して被害状況などを把握しながら効果的な捕獲に努めている。
- ・ 5 ページは、森林の植生がどれだけ衰退したかという図であり、より衰退しているところが赤や茶色になっている。衰退度が高いところはシカの圧が非常にかかっているところであり、平成 29 年度は鈴鹿山系のあたりで赤いところが多くなっているが、令和 4 年度は赤いところが減ってきており、これは捕獲による効果ではないかと思う。ただし、シカは移動するので、南の方で圧をかけると北の方に移動していき、北の方で増えることがあり、全体的には改善傾向にあるが、局所的に見ると、増えているところもある。できるだけ効果的に捕獲しながら、森林の植生を守っていききたい。
- ・ 森林の植生を守るのはシカの獣害対策だけではなく、防護柵などもあるので、個体数の調整と防護で植生を守っていききたいと思っている。
- ・ 優先順位の考え方について、県民のみなさんに効果が目に見えてわかるような事業を優先的につけているという状況である。広くみなさんに考え方を理解していただき、優先順位をつけているかと言うと、行政間の中での話になるので、そのあたりは工夫して見えるような仕掛けが必要ではないかと感じた。
- ・ 広報の関係については、森林県民税を活用した事業については、「この事業は森林県民税で実施しました」といった表示やパネルなどをつけていただくこととしている。県の広報でも毎年時期を決めて周知をしているが、まだまだ弱いと思っているので、効果的な情報発信をいかにしていくかというところについてももしっかり検討していきたい。

（勢一委員）

- ・ ニホンジカについては全国的に大きな課題になっている。農地での被害は少し減ってきているという意味では滋賀県の対策はうまくいしつつあるのかなと思った。他方、シカは移動するということはおっしゃるとおりで、農地で減ると森林に行くし、そして滋賀県が頑張ると滋賀県から減ると隣の県に行くということだと思うので、広域での取組も大事だと改めて思った。

(齊藤委員)

- ・ 1つ目、国・県・市町の住み分けがきちんとされており、役割分担やお金の面のことがよくわかったが、森林県民税の事業主体が市町の場合、市町によって森林面積や環境が異なると思うが、差のようなものは生まれないのか。県が思っているような形で進んでいるのかというところが気になった。市町によって森林に関する専門の人材がいないところもあると思うが、専門人材を国から市町へ派遣することや指導していくといったことはあるのか。
- ・ 2つ目、事業を拡充、新設していくことについてはわかったが、廃止や終了することはあるのか。そうしたところも合わせて検討しているのか。
- ・ 3つ目、資料3-4の4ページ、「びわ湖材」を公共施設でモデル的なものに使用されているのはどういった例があるのか。また、「びわ湖材」と「木材」は同じものを指すのか。
- ・ やまのこの取組はとても良いと思う。効果検証もしっかりされていて、この教育が効いていることが理解できた。そうしたプログラムを高校と連携したり、企業に伸ばしていくことに期待している。
- ・ 森林基本計画の説明の際に、オーストリア林業を学ぶということが出てきて、林業をされている方はピンとくると思うが、一般の方たちは急にオーストリア林業と出てくると何だろうとなると思うので、オーストリア林業について説明があるとよいと思った。

(事務局（森林政策課）)

- ・ 1つ目について、林業の専門職員がいるのは19市町のうち大津市のみ。他のところは事務関係の職員が実施されている。温度差は市町によってあるので、そうした温度差をどのように埋めるかについては、県の森林の出先事務所が5か所あり、林業普及指導員という職員が市町に対してアドバイスする仕組みになっている。そうした制度で一定同じレベルで実施していけるように進めていきたい。
- ・ 2つ目の森林県民税事業の廃止等については、限られた財源であるので、スクラップも含めて森林審議会等で議論いただきながら進めている。
- ・ 3つ目の「びわ湖材」と「木材」の違いについて、びわ湖材は認証材として、びわ湖材認定事業体（300社弱）が証明書を発行する制度があり、びわ湖材というブランドを認証している。県ではびわ湖材を使用することで、流通を活性化させたいと思っており、びわ湖材を優先的に使うことに対して補助しているが、市町では、県内を流通するびわ湖材ではなく、その市町で完結する木材が使われることがあり、その部分についてはびわ湖材ではなく木材という表現にしている。

- ・ 人材育成については、伊香高校で、「森の探求科」というクラスができる。森林環境教育に加え、生業としての林業の講座もしっかりとやっていきたいと思っている。
- ・ オーストリアの件について、日本の森林政策の参考にしているのがオーストリア的林業となっており、森林政策、林業行政については、個々の所有者が小規模で持っている森林を集約化して、コストを下げ、低い事業費で木材を高く売って収益を得ていく取組を行っている。
- ・ 地形も急峻で、所有者の所有形態も分散して集約が必要というところも似通っている。滋賀県もその事例を参考にして進めていきたい。環境の部分も進んでおり、バイオマスの利活用という部分でも、先進的な取り組みをされている。
- ・ 今年度から「オーストリア講座」というものを始めており、大使館の方に来ていただいたりしている。来年度は、オーストリア林業をされている方を講師に招いて、勉強させてもらいたいと思っている。オーストリアについて説明する際は丁寧にわかりやすいように記載していきたいと思う。

（松田委員）

- ・ 資料 3-2 の 3 ページ、事業費の推移の中に、平成 21 年から県債が入っているが、どういった事情で県債が入るようになったのか。

（事務局（森林政策課））

- ・ それまで国の補助事業の補助残部分には一般財源を充当していたが、特例として間伐等の森林整備事業に起債が認められたため、財源に県債が入るようになった。

（知事）

- ・ 大変示唆に富むたくさんの御指摘をいただいたので、それらを踏まえて、次回の税制審議会で、森林づくり県民税をどのように作るのか、作り変えるのか、県としての考え方を示したいと思う。
- ・ 環境重視ならびに県民協働の 2 本柱で約 6 億円の事業を見込み、6 億円を個人・法人で分けて、税で財源調達する作り方になっているが、今日的な事業をどのように見込むのかというようなことを少し考えて、これからの税について議論していただけるように案を作りたいと思うので、次回またよろしくお願いしたい。

(2) 滋賀地域交通計画について

- 事務局から資料4に基づく説明を行った後、知事を交えて委員による意見交換および質疑応答が行われた。

(諸富委員)

- ・ 東近江、湖北、湖西地域の2回目のワークショップに参加した感想を述べる。ワークショップ参加者の意見を聞いていると、地域差があった。湖西は割と現状維持でよいのではないかという意見だったと思うが、東近江、湖北では、現状維持からもう少し強化してほしい、充実してほしいという声が強かった印象がある。
- ・ 湖西では普段から自家用車で生活をしている方が多くて、公共交通はほとんど使わず、バスの乗り方がわからないという声が複数出ていた。普段から使わないだけでなく、公共交通から離れているために、必要になったときに利用しようと思ってもその使い方がわからない、バスの乗り方がわからない、運賃の払い方もわからない、バス停がどこにあるかもわからないといった状況ではないかと思う。
- ・ お聞きしているとダイヤが疎であるということ。それに対しての不満、あるいはルートが行きたい場所に行かない、駅中心のルートが組まれていて、例えば病院に行って、病院の帰りにショッピングセンターに寄って帰ってきたいがそういったルートが設定されておらず、全部駅経由になっていて、乗り換えなければならないとか、自治体のテリトリーの中でルートが完結していて、なかなか市町を越えてルートが組まれていないので利用しにくいといった意見も聞いた。バス停に行くまでに時間かかってしまうといったことへの不満から自家用車が便利など。
- ・ 湖西では感銘を受けたことがあった。コミュニティがしっかりしていて、自分たち自身でオンデマンド交通を運営して、声を掛け合ってお互い助け合って、利用者の方々の送迎を運転手も調達して自分らで行っているということを聞いて、ある程度自分たちでできるという自信を感じた。コミュニティがしっかりしている地区では、そういった取組を支援してあげることで、一定程度事業者さんを導入したりしなくても、あるいは自治体が自ら事業を行わなくても、ある程度そういった自発的な取組を後押ししてあげることでやれることはあるのかなと思った。
- ・ ただし、高齢になったら運転できなくなるという不安もあるし、そもそも事業採算性が人口減少で厳しくなってきた、共同の交通がないということになった場合には、自分も都市部へ引っ越すかもしれないというような声も聞いた。

- ・ 「運輸と経済」という雑誌で国交省職員や大学教授、滋賀県職員と対談した際に、投資をしっかりとっていくべきではないかという議論になった。交通の赤字補填という形でお金が溶けていくようなことではなくて、富山が行ったようにインフラが一新され、デザインコードを作って、非常におしゃれで快適な移動空間を提供するといったような公共交通の従来イメージを一新するような投資をすることが非常に大事ではないか、それなりにまとまった初期投資を準備して、一挙に変えるべきだというような意見もあり、印象的であった。

(佐藤委員)

- ・ 県側の発見は何かあったか。公共交通に対する認識に地域差があるし、優良事例的な取組をしたところもあり、市町の職員の方も参加される中において、こういういったやり方もあったとか、こんな意見もあったといった、県側からすると想定外や思いがけない発見というものがあったら教えていただきたい。

(川勝委員)

- ・ ワークショップに参加した際の印象であるが、難しいことであると思うが、みなさんの議論を聞いていると、既存の公共交通や今の暮らし方のイメージからなかなか脱却できていないのではないかと思った。
- ・ 何年後の姿をイメージして議論するのかというところがなかなか共有できていないのかなと思った。従来型の今の自分の暮らし、周辺の中での公共交通の姿とか、暮らし方というところからなかなか脱却できず、その範囲の中で議論してしまうのですごく現実的な意見に終始してしまうのではないかと思った。
- ・ 難しいが、単に公共交通がこうに変わるということだけではなくて、2040年に公共交通が変わることで暮らし方がこうに変わるということの想像力をうまく働かせながら議論していくという設えが、もう少し必要なのではないかと思った。

(松田委員)

- ・ 少しこれはどうかなと思ったことは、参加者の方が間違った情報に基づいて意見をおっしゃっていて、それが訂正されないということがあった。訂正できる機会があればよかったと思った。
- ・ 良いと思ったことは、みんなで負担するのか個人で負担するのかの問題で「結局負担するんでしょ」という意見があり、非常に良い意見だったと思う。

(事務局(交通戦略課))

- ・ 県側の発見について、住民の方からは「どんどん良くしてほしい、充実してほしい」と天井知らずの理想像が出てくるかと思っていたが、極めて現実的というか、自分たちにできることは何か、ここでやっていることはあちらでできないのかといった御意見がたくさん出てきたことが発見であった。
- ・ 将来を見据えたときの新たな手段、新たな技術等の投入ということも考えていただきかったので、地域交通ビジョン策定時に自動運転やライドシェアなどの事例集を作成していたので、各テーブルに参考として配布し、新しい技術を使った交通や自動運転の活用についても議論いただいた。
- ・ 松田委員に御指摘いただいた点については、会議の後でもフィードバックできる手段を持っているので、何か提供できる情報があれば個別にお知らせいただきたい。

(知事)

- ・ 本日は資料が十分ではなく、御議論いただく材料が乏しかったかもしれないが、ワークショップへの御参加や、コメントいただいたことは、今週末のワークショップや2月のフォーラムにも活かして、みんなでこの間このようなことを議論してきたということが共有できるようにしたい。
- ・ 私自身の発見は、公共交通や移動手段の位置づけや意味合いが、それぞれ皆様方にとって温度差はあるが、重要だということ、これなくして地域の存続や自分たちの暮らしがなかなか成り立たないという、一定のコンセンサスは一緒に持っていたのではないのか。
- ・ 今年度末に地域交通ビジョンに基づく地域交通計画の骨子を示すべく、ワークショップやいろいろな検討をしているので、骨子の中にその計画を実現するための財源について、案としてお示しすることが必要ではないか、また誠実ではないかと考えているので、そこに向けて準備をしたい。
- ・ そして、その財源の一部を例えば新たな税というもので賄う場合にこういった制度設計が望ましいのかという御議論を来年度、具体的に本格的にさせていただけるよう、諮問や我々の考え方の提示、準備をさせていただきたいと思うので、その際には気をつけるべき点などについて御示唆、御指導いただけたらありがたい。
- ・ 県が交通や暮らしに関して、みなさんの御意見を出し合って一緒に作っていこうという姿勢を持っていることについては、報道などを通じてみなさんに御理解いただけたのではない

かと思うので、この点は大事にしていきたいと思っている。

4 閉会

○次回の審議会開催日については改めて案内することとして閉会した。